

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年8月3日

札幌市長

秋元克宏



札幌市規則第37号

札幌市火災予防規則の一部を改正する規則

札幌市火災予防規則（昭和48年規則第64号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第1項の見出しを削る。
- (2) 附則第2項を次のように改める。

2 札幌市火災予防規則の一部を改正する規則（令和5年規則第37号）の施行の日以後、国際標準化機構が定めた規格第7001号若しくは第7010号又は日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。別表条例第27条第6項の項において同じ。）Z8210に係る図記号の変更があったことにより同項に定める規格に適合しなくなった条例第27条第6項の図記号による標識については、同表条例第27条第6項の項の規定にかかわらず、当該変更前の図記号を用いることができる。

- (3) 別表条例第27条第6項の項中

「

「禁煙」の図記号による標識（防火対象物内において全面的に又は劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の図記号による標識を含む。付図4の2において同じ。）又は「火気厳禁」の図記号による標識		白	付図4の2のとおりとする。
「喫煙所」の図記号による標識		白	

を

」

「

「禁煙」の図記号による標識（防火対象物内又は劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の図記号による標識を含む。）又は「火気厳禁」の図記号による標識				国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合する図記号とする。
「喫煙所」の図記号による標識				国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合する図記号とする。

に

」

改める。

(4) 別表付図4の2を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の別表第27条第6項の項の規定により現に設置され、又は設置の工事がされている札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第27条第6項の図記号による標識のうち、改正後の同表条例第27条第6項の項に定める規格に適合しないものに係る同条例第27条第6項の図記号による標識の規格については、改正後の同表条例第27条第6項の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。